山形広域環境事務組合特別職の職員の報酬に 関する条例

> 「昭和43年7月 共衛条例第5号

改 正 昭和48年2月共衛条例第1号 昭和53年2月共衛条例第1号 昭和60年1月共衛条例第1号 平成 元年1月共衛条例第1号 平成 4年1月共衛条例第1号 平成7年2月山広環条例第6号 平成12年7月山広環条例第2号 平成21年3月山広環条例第1号 平成28年2月山広環条例第1号

昭和50年8月共衛条例第4号昭和56年7月共衛条例第2号昭和62年1月共衛条例第1号平成3年2月共衛条例第1号平成5年1月山広環条例第1号平成9年2月山広環条例第1号平成19年3月山広環条例第1号平成26年2月山広環条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職の職員(以下「職員」という。)の報酬及び議員報酬(以下「報酬等」という。) に関する事項を定めるものとする。

(平21条例1·一部改正)

(報酬)

- 第2条 組合議会議員以外の職員に対して支給する報酬の額は、別表第1報酬表のとおりとする。
- 2 組合議会議員に対して支給する議員報酬の額は、別表第2議員報酬表のとおりとする。 (平7条例6、平21条例1・一部改正)

(支給方法等)

- 第3条 日額の報酬は、その支給の事由の生じた都度これを支給する。
- 2 年額の報酬等の計算期間は、4月から翌年の3月までとし、その計算期間に係る報酬 等の額を3月に支給する。
- 3 前項に定めるもののほか、報酬等の支給方法等について必要な事項は、山形市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年山形市条例第8号)の規定を準用する。

(平21条例1、平26条例1·一部改正)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年2月改正)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年8月改正)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和53年2月改正)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56年7月改正)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年1月改正)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年1月改正)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年1月改正)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年2月改正)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年1月改正)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年1月改正)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年2月改正)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年2月改正)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年7月改正)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(給与の支払い)

2 平成12年度における管理者及び副管理者の報酬年額は、第2条の規定にかかわらず、全額を支給しないものとする。

附 則 (平成19年3月改正)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年2月改正)

(施行期日等)

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月改正)

(施行期日等)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (昭48条例1、昭50条例4、昭53条例1、昭56条例2、昭60条例1、 昭62条例1、平元条例1、平3条例2・全改、平4条例1、平5条例1、 平7条例6・一部改正、平9条例1・一部改正、平20条例1、平21条例 1、平26条例1・一部改正、平28条例2・一部改正)

報酬表

	職			名		艮	酬	額
	管	理	1	者	年	額	102,	000円
	副	管	理	者	年	額	91,	000円
監	查	組合議会議員のうちから選任された者				額	45,	000円
委	員	識見を有する者のうちから選任された者				額	64,	000円
	情報公開・個人情報保護審査会委員						6,	000円
	行政不服審査会の委員・専門委員						6,	000円

別表第2(平21条例1·一部改正)

議員報酬表

	職	名		議員	報酬額
	議		長	年 額	75,000円
議会	副	議	長	年 額	68,000円
	議		員	年 額	64,000円